

千葉県と株式会社マップルとの電気自動車充電設備導入促進に関する協定書

千葉県（以下「甲」という）と株式会社マップル（以下「乙」という）は、相互の連携により、千葉県のカーボンニュートラルの実現に向けて、次のとおり、電気自動車充電設備の導入促進に関する協定（以下「本協定」）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、千葉県のカーボンニュートラルの実現に向け、甲及び乙の相互の連携と協力により、電気自動車充電設備等の設置を促進し、もって電気自動車で訪問できるような環境づくりを行うことを目的とする。

（対象地域）

第2条 本協定の対象地域は、千葉県全域とする。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため次の事項について連携する。

- （1）電気自動車充電設備等の設置促進に関すること
- （2）電気自動車での訪問者による充電設備の利用促進に関すること
- （3）その他、甲と乙が協議し必要と認める事項

2 具体的な実施事項については、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（甲の役割）

第4条 甲の主たる役割は次のとおりとする。

- （1）本協定に係る全般的な調整
- （2）電気自動車充電設備等の設置支援の実施
- （3）電気自動車での訪問促進に向けた普及啓発

（乙の役割）

第5条 乙の主たる役割は次のとおりとする。

- （1）電気自動車用充電設備、太陽光発電設備及び蓄電池の設置促進
- （2）電気自動車での訪問を促進する企画の検討及び実施
- （3）充電設備設置場所や特典情報等の発信方法に関する検討及び実施
- （4）その他、充電設備の利用促進及び観光への活用等に関する提案

(協定期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結の日から令和8年3月31日までとする。

- 2 甲は、進捗状況を踏まえ、必要に応じて本協定の更新を乙に申し入れる。
- 3 乙は、申し入れに異議のない時は、本協定を1年間更新するものとする。

(守秘義務)

第7条 甲と乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）について、本協定の有効期間及び有効期間終了後を問わず、相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。

- 2 甲及び乙は、裁判所又は行政機関等からの法的拘束力を有する照会、請求及び命令等を受けた場合、法律及び条例の定めるところにより、必要最小限の範囲において、秘密情報を開示することができるものとする。ただし、相手方への事前の書面による通知を行うことを条件とする。

(補足)

第8条 本協定書に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、甲と乙が協議の上、これを決定する。

- 2 本協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲と乙は協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書は2通作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年4月1日

甲 千葉県千葉市中央区市場町1番1号
千葉県
千葉県知事 熊谷俊人

乙 東京都千代田区麹町3丁目1番地
株式会社マップル
代表取締役社長 大日方祐樹